

JIS Z 2305:2013 認証 申請書類作成に関する よく寄せられる質問

本テキストは、平成 28 年 11 月 8 日に開催されました「JIS Z 2305:2013 認証 申請書類作成に係る説明会」における (一社) 日本非破壊検査協会 認証事業本部様からの説明内容ならびに質疑応答の内容です。

特に実務担当の方々が日頃より疑問に思われていた内容につきまして抜粋して工業会の解釈として Q&A 形式に取りまとめたものです。申請書類の作成資料としてご覧下さい。

よく寄せられる質問

Q 各種申請書類はどのように入手するのでしょうか？

A JIS Z 2305 に係る各種申請書類、試験日程表などの情報は、(一社) 日本非破壊検査協会ホームページよりダウンロードすることが可能です。また、メールマガジンに登録することで様々な案内を取得することが可能です。

Q 受験申請時に NDT 経験は必要となりますか？

A 受験申請時に NDT 経験は無くても良いが、認証申請時には必要となります。

Q 受験申請時に使用した写真と新規認証申請書時の写真は異なっても大丈夫でしょうか？

A 写真は受験申請時に使用したものと同一写真を使用して下さい。

Q 雇用責任者氏名の記入について、数が多く困っています。

A 署名欄については、本人が自筆で記入する必要がありますが、氏名欄につきましてはゴム印を押すことで対応することが可能です。

Q NDT 別経験月数に残業時間を加算しても良いですか？

A NDT 別経験月数に残業時間を加算しても良い。

週 40 時間を超える超過勤務時間については、160 時間を 1 か月の経験期間として申請することができます。(小数点以下は切捨て)

【例】	NDT 経験開始月	2015 年 11 月 01 日
	NDT 経験終了月	2016 年 10 月 31 日
	NDT 経験月数	13 か月

また、NDT 別経験月数の小数点以下は切捨てとなりますので、NDT 別経験月数を合計しても、必ずしも NDT 経験月数にはなりません。

(そのため、合計月数欄は記載不要となっています。)

Q 実際の現場業務では、同日中に複数の NDT 作業を実施することが多々ありますが、重複経験としてカウントすることは可能でしょうか？

A 重複経験としてカウントすることは可能です。

【例】 レベル 2 の者がレベル 1 の者に指示しながら、別の NDT 作業をする。
重複作業については常識の範疇となりますが、現場によってはさまざまなケースがあるかと思えます。場合によっては協会から後日問い合わせをすることもありますので、予めエビデンスにつきましては準備下さい。

Q 無資格者などは検査報告書に氏名が出てこないため、NDT 経験の証明（エビデンス）として有効なんでしょうか？

A 無資格者など検査報告書に氏名が出てこない人につきましては、作業日報や勤務記録がエビデンスとなります。その場合は、“雇用責任者の証明”（＝雇用責任者の責任）により証明してください。また、場合によっては協会から後日問い合わせをすることもありますので、予めエビデンスにつきましては準備下さい。

同様に NDT 経験の記入については、顧客情報の守秘義務などにより、詳細情報を記入することが困難となる場合が多いことから、〇〇火力発電所、〇〇工業など伏字での表記が可能です。その場合も前述同様“雇用責任者の証明”とエビデンスの準備が必要となります。

Q 現場の実務作業から離れた人について、経験として含まれるもの、含まれないものについて教えてください。

A 現場の実務作業から離れた人について、NDT 経験として含まれるものは以下の通りです。

- ・ NDT の計画、管理
- ・ NDT 仕様書の作成、検収
- ・ NDT 手順書・ NDT 指示書等の作成
- ・ NDT の準備・前処理、NDT 実施、NDT の片付け・後処理
- ・ NDT 結果報告、検査報告書作成・承認・説明
- ・ 業務修得を目的とした実際と同じ検査を行う業務
- ・ 業務としての NDT 実験、NDT 研究
- ・ 業務としての NDT 講義・実習等の指導
- ・ NDT 機器等の開発製造
- ・ NDT 機器の性能試験・技術サービス・販売・ NDT の営業打合せ

※（一社）日本非破壊検査協会「訓練と経験について」（JSNDI CA5）参照。

Q 同時期に経験の申請をする場合で、レベル 2 更新審査（過去 5 年間における NDT 方法別の業務割合（%）の記入）と、レベル 3 新規試験（経験月数、経験割合（%）の記入）が異なる記入内容となっても大丈夫でしょうか？

A 再認証資格継続調査票の NDT 方法別業務割合（%）と新規認証申請手続きの NDT 方法別経験割合（%）で整合性をとる必要はありません。

業務割合は過去 5 年間の業務内容であり、経験月数・割合と集計する期間が異なります。また、業務と経験ではニュアンスが異なります。

Q 再認証試験の結果が不合格の場合、再試験のたびに手続きが必要でしょうか？

A 再認証試験は、再認証本試験（1回目）、再認証再試験1（2回目）、再認証再試験2（3回目）の計3回受験できるが、申請は約1年前に1回のみ、この1回で3回分の申請となります。

ちなみに、再認証本試験（1回目）に欠席する事が事前に分かっている場合、再認証再試験1から受験できるような申請書になっています。（この場合は当然2回しか受験出来ないので、間違わないように注意して下さい。）

Q 経験の大幅な中断についての取り扱いについて教えてください。

A 産休、育児休暇、介護休暇など経験の大幅な中断につきましては、さまざまなケースがありますが、資格者の不利益にならないように考えています。判断にお悩みの場合は協会にお問い合わせ下さい。また、大幅な中断が発生してから6か月以内に届出を行えば、認証資格は無効となりますが、特別再認証試験を受ける機会が与えられます。大幅な中断が発生してから6か月が経過した時点で（中断が継続中でも）協会にご相談下さい。

補足として、30日未満の病気の期間や30日未満の訓練コースへの参加、法定休日は中断に含まれません。

Q レベル3再認証試験受験申請時に提出する 実務経歴書、実技能力を証明するレポートについて、第三者の証明が必要とあるが、第三者のレベルはどうなりますか？

A レベル3再認証時の実技能力の確認には、

- (1) 実務経歴書
- (2) 実技能力を証明するレポート
- (3) レベル2資格証明書保持
- (4) レベル2資格試験合格

のいずれかひとつが必要です。

(1)または(2)の書類の証明者は、下記のいずれかの者になります。

- ・レベル3資格保持者（申請NDT方法以外でも可）
- ・申請するNDT方法のレベル2資格保持者

また、同じ会社内に有資格者がいない場合、前述の条件を満足していれば社外の方の証明でも問題ありません。

Q レベル3再認証試験受験申請時に提出する 実務経歴書、実技能力を証明するレポートについて、レポートが不合格になる可能性はありますか？

また、その場合にレポートを承認した方に対して罰則などはありますか？

A 実務経歴書、実技能力を確認するレポートにつきまして、レポートが不合格になる可能性はありますが、落とすために提出載っているものではありません。

不合格になった場合、レポートを承認した方の扱いも考えていません。

Q 雇用責任者は、有資格者でないといけないでしょうか？

A 雇用責任者は、申請者の業務活動について証明できる方（申請者と雇用関係にある方、例えば申請者の上司）としてください。必ずしも有資格者でなくても証明は可能です。

Q 訓練実施記録の記入方法について、訓練者が複数いる場合はその都度訓練実施記録が必要ですか？

A 訓練者が複数いる場合でも、訓練実施記録を1枚にまとめることは可能です。また、訓練実施記録は、複数枚提出頂いても問題はありません。

Q 訓練実施記録の訓練者、訓練証明者について、資格保持者である必要はありますか？

A 訓練者自身は、資格をお持ちでなくても構いません。但し、訓練証明者は訓練内容の適切性について証明する必要があるため資格保持者でなければなりません。
また、訓練者と訓練証明者が同一人物であっても構いません。

Q 訓練実施記録の訓練証明者について、基礎試験部分（材料科学・認証システム）の証明は、当該のレベル3資格保持者が証明することになりますか？

A レベル3の訓練については、レベル3資格保持者に証明していただくことが基本です。但し、基礎試験部分については申請NDT方法の資格者ではなくても他のレベル3資格者の証明で構いません。